

介護報酬の算定構造

介護サービス

：平成26年4月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造 居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
 - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
 - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
 - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算
イ 身体介護	(1) 20分未満 (171単位)	所要時間が20分から起算して25分を增すごとに+70単位(210単位を限度)	×90/100	×90/100	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき +100単位
	(2) 20分以上30分未満 (255単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (404単位)										
	(4) 1時間以上 (587単位に30分を增すごとに+83単位)										
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (191単位)										
	(2) 45分以上 (236単位)										
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 101単位)											
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)											
ホ 生活機能向上連携加算 (1月につき +100単位)											
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×40/1000)	注 所定単位数は、イからホまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき (1)の90/100)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき (1)の80/100)										

注：特別地域訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注
		介護職員3人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,259単位)		×95/100	×70/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
	ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +24単位)						
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×18/1000)	注 所定単位数は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)						

注：特別地域訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

3 訪問看護費

基本部分		注 准看護師の場合	注 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	注 夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	注 2人以上による訪問看護を行う場合	注 1時間30分以上の訪問看護を行う場合	注 要介護5の者の場合	注 特別地域訪問看護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問看護加算(※)	注 特別管理加算	注 ターミナルケア加算	注 医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算(1日につき)
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能(318単位)	×90/100	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	+300単位					1月につき +540単位			
	(2) 30分未満 (474単位)													
	(3) 30分以上1時間未満 (834単位)													
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,144単位)													
	(5) 理学療法士等の場合 (318単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100													
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能(256単位)	×90/100				+300単位		+15/100	+10/100	+5/100	1月につき (I)の場合 +300単位 又は (II)の場合 +250単位	1月につき (I)の場合 +300単位 又は (II)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内(2日以上)ターミナルケアを行った場合 +2000単位	
	(2) 30分未満 (383単位)													
	(3) 30分以上1時間未満 (553単位)													
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (815単位)													
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,935単位)	准看護師による訪問が1回でもある場合 ×98/100					+800単位					1月につき 訪問看護ステーションの場合 +540単位 病院又は診療所の場合 +290			-97単位
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)														
ホ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)														
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)														
ト サービス提供体制強化加算	イ及びロを算定する場合 (1回につき 6単位を加算)													
	ハを算定する場合 (1月につき 50単位を加算)													

： 特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 医療器械等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回以降の緊急時訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 短期集申リハビリテーション実施加算	注 訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行った場合
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	×90/100	+5/100	退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から1月以内 +340単位	1回につき +300単位 (3月に1回を限度)
	介護老人保健施設の場合					
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)						

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 居宅療養管理指導費

基本部分			
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(I) ((2)以外)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 +100単位
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (452単位)	
	(2) 居宅療養管理指導費(II) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (292単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (262単位)	
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (452単位)		
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (553単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 +100単位
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (387単位)	
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (352単位)	
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (533単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (452単位)		
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (352単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (302単位)		
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (402単位)	注 准看護師が行う場合 ×90/100	
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (362単位)		

※ ハ(2)(一)(二)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

6 通所介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注			
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	7時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算(I)	個別機能訓練加算(II)	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から通所介護を行う場合
イ 小規模型通所介護費	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (464 単位) 要介護2 (533 単位) 要介護3 (600 単位) 要介護4 (668 単位) 要介護5 (734 単位)		×70/100									
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (705 単位) 要介護2 (831 単位) 要介護3 (957 単位) 要介護4 (1,082 単位) 要介護5 (1,208 単位)											
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (815 単位) 要介護2 (958 単位) 要介護3 (1,108 単位) 要介護4 (1,257 単位) 要介護5 (1,405 単位)				9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位							
ロ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (403 単位) 要介護2 (460 単位) 要介護3 (518 単位) 要介護4 (575 単位) 要介護5 (633 単位)		×70/100									
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (606 単位) 要介護2 (713 単位) 要介護3 (820 単位) 要介護4 (927 単位) 要介護5 (1,034 単位)											
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (695 単位) 要介護2 (817 単位) 要介護3 (944 単位) 要介護4 (1,071 単位) 要介護5 (1,197 単位)				9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位							
ハ 大規模型通所介護費(Ⅰ)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (396 単位) 要介護2 (452 単位) 要介護3 (509 単位) 要介護4 (565 単位) 要介護5 (622 単位)	×70/100	×70/100	×70/100								
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (596 単位) 要介護2 (701 単位) 要介護3 (806 単位) 要介護4 (911 単位) 要介護5 (1,017 単位)											
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (683 単位) 要介護2 (803 単位) 要介護3 (928 単位) 要介護4 (1,053 単位) 要介護5 (1,177 単位)				9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位							
ニ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (386 単位) 要介護2 (440 単位) 要介護3 (496 単位) 要介護4 (550 単位) 要介護5 (605 単位)		×70/100									
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (580 単位) 要介護2 (683 単位) 要介護3 (785 単位) 要介護4 (887 単位) 要介護5 (989 単位)											
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (665 単位) 要介護2 (782 単位) 要介護3 (904 単位) 要介護4 (1,025 単位) 要介護5 (1,146 単位)				9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位							
ホ 産業型通所介護費	(1) 3時間以上6時間未満 (1,007 単位)												
	(2) 6時間以上8時間未満 (1,511 単位)												
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)												
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)												
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)												
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×13/1000)												
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)												
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)												
注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計													
： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目													

7 通所リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注														
イ 通常規模の事業所の場合	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上 2時間未満	要介護1 (273 単位) 要介護2 (303 単位) 要介護3 (333 単位) 要介護4 (363 単位) 要介護5 (394 単位)	1日につき +30単位	8時間以上9時 既末満の場合 +50単位 9時間以上10時 既末満の場合 +100単位	+5/100	1日につき +50単位	550単位 (月1回を 限度)	1月につき +230単位	1月につき +80単位	1日につき +240単位 (週2日を 限度)	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき +100単位 (要介護4-5 に限り)	1日につき -94単位														
		(2) 2時間以上 3時間未満	要介護1 (287 単位) 要介護2 (343 単位) 要介護3 (401 単位) 要介護4 (457 単位) 要介護5 (514 単位)																											
		(3) 3時間以上 4時間未満	要介護1 (390 単位) 要介護2 (467 単位) 要介護3 (545 単位) 要介護4 (623 単位) 要介護5 (701 単位)																											
		(4) 4時間以上 6時間未満	要介護1 (507 単位) 要介護2 (616 単位) 要介護3 (724 単位) 要介護4 (832 単位) 要介護5 (940 単位)																											
		(5) 6時間以上 8時間未満	要介護1 (677 単位) 要介護2 (829 単位) 要介護3 (979 単位) 要介護4 (1,132 単位) 要介護5 (1,283 単位)																											
		介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上 2時間未満														要介護1 (273 単位) 要介護2 (303 単位) 要介護3 (333 単位) 要介護4 (363 単位) 要介護5 (394 単位)	1日につき +30単位	8時間以上9時 既末満の場合 +50単位 9時間以上10時 既末満の場合 +100単位	+5/100	1日につき +50単位	550単位 (月1回を 限度)	1月につき +230単位	1月につき +80単位	1日につき +240単位 (週2日を 限度)	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき +100単位 (要介護4-5 に限り)	1日につき -94単位
			(2) 2時間以上 3時間未満														要介護1 (287 単位) 要介護2 (343 単位) 要介護3 (401 単位) 要介護4 (457 単位) 要介護5 (514 単位)													
			(3) 3時間以上 4時間未満														要介護1 (390 単位) 要介護2 (467 単位) 要介護3 (545 単位) 要介護4 (623 単位) 要介護5 (701 単位)													
			(4) 4時間以上 6時間未満														要介護1 (507 単位) 要介護2 (616 単位) 要介護3 (724 単位) 要介護4 (832 単位) 要介護5 (940 単位)													
			(5) 6時間以上 8時間未満														要介護1 (677 単位) 要介護2 (829 単位) 要介護3 (979 単位) 要介護4 (1,132 単位) 要介護5 (1,283 単位)													
	病院又は診療所の場合		(1) 1時間以上 2時間未満	要介護1 (276 単位) 要介護2 (298 単位) 要介護3 (327 単位) 要介護4 (357 単位) 要介護5 (387 単位)	1日につき +30単位	8時間以上9時 既末満の場合 +50単位 9時間以上10時 既末満の場合 +100単位	+5/100	1日につき +50単位	550単位 (月1回を 限度)	1月につき +230単位	1月につき +80単位	1日につき +240単位 (週2日を 限度)	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき +100単位 (要介護4-5 に限り)	1日につき -94単位													
			(2) 2時間以上 3時間未満	要介護1 (281 単位) 要介護2 (337 単位) 要介護3 (394 単位) 要介護4 (449 単位) 要介護5 (506 単位)																										
			(3) 3時間以上 4時間未満	要介護1 (383 単位) 要介護2 (459 単位) 要介護3 (536 単位) 要介護4 (612 単位) 要介護5 (688 単位)																										
			(4) 4時間以上 6時間未満	要介護1 (499 単位) 要介護2 (605 単位) 要介護3 (711 単位) 要介護4 (818 単位) 要介護5 (925 単位)																										
			(5) 6時間以上 8時間未満	要介護1 (665 単位) 要介護2 (815 単位) 要介護3 (963 単位) 要介護4 (1,111 単位) 要介護5 (1,261 単位)																										
		介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上 2時間未満	要介護1 (267 単位) 要介護2 (298 単位) 要介護3 (327 単位) 要介護4 (357 単位) 要介護5 (387 単位)														1日につき +30単位	8時間以上9時 既末満の場合 +50単位 9時間以上10時 既末満の場合 +100単位	+5/100	1日につき +50単位	550単位 (月1回を 限度)	1月につき +230単位	1月につき +80単位	1日につき +240単位 (週2日を 限度)	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき +100単位 (要介護4-5 に限り)	1日につき -94単位
			(2) 2時間以上 3時間未満	要介護1 (281 単位) 要介護2 (337 単位) 要介護3 (394 単位) 要介護4 (449 単位) 要介護5 (506 単位)																										
			(3) 3時間以上 4時間未満	要介護1 (383 単位) 要介護2 (459 単位) 要介護3 (536 単位) 要介護4 (612 単位) 要介護5 (688 単位)																										
			(4) 4時間以上 6時間未満	要介護1 (499 単位) 要介護2 (605 単位) 要介護3 (711 単位) 要介護4 (818 単位) 要介護5 (925 単位)																										
			(5) 6時間以上 8時間未満	要介護1 (665 単位) 要介護2 (815 単位) 要介護3 (963 単位) 要介護4 (1,111 単位) 要介護5 (1,261 単位)																										

基本部分		注 利用者の数 が利用定員 を超える場合 又は	注 医師、理学 療法士・作 業療法士・ 言語聴覚 士、看護・介 護職員の員 数が基準に 満たない場合	注 理学療法士 等体制強化 加算	注 6時間以上8 時間未満の 通所リハビリ テーションの 前後に日常 生活上の世 話をを行う場 合	注 中山間地域 等に居住す る者へのサ ービス提 供加算	注 入浴介助を 行った場合	注 理学療法 士、作業療 法士、言語 聴覚士が居 宅を訪問し、 診察、運動 機能検査等 を行い、通 所リハビリ計 画の作成等 を行った場合	注 リハビリテ ーションマネ ジメント加算	注 短期集中リ ハビリテー ション実施 加算	注 個別リハビリ テーション実 施加算	注 認知症短期 集中リハビリ テーション実 施加算	注 若年性認知 症利用者受 入加算	注 深養改善加 算	注 口腔機能向 上加算	注 重度療養管 理加算	注 事業所と同 一建物に居 住する者又 は同一建物 から利用す る者に通所 リハビリテ ーションを 行う場合	
ハ 大規模の事業所（Ⅱ）の場合	病院又は診療所の場合																	
	介護老人保健施設の場合																	
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)																	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)																	
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×17/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)																	

注：中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

8 短期入所生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		夜勤を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場 合	利用者の数及び 入所者の数の合 計数が入所定 員を超える場合 又は	介護・看護職員 の員数が基準に 満たない場合	常勤のユニット リーダーをユニッ ト毎に配置してい ない等ユニットケ アにおける体制 が保たれていない 場合	専従の機能訓練 指導員を配置し ている場合	看護体制加 算(Ⅰ)	看護体制加 算(Ⅱ)	夜勤職員配 置加算	認知症行動 心理症状緊急 対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算	利用者に対し て送迎を行う 場合	緊急短期入 所体制確保 加算	緊急短期入 所受入加算	
イ 短期入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型短期 入所生活介護費	(一) 単独型短期入所 生活介護費(Ⅰ) 〈従来の個室〉	要介護1 (649 単位)	×97/100	×70/100	×70/100									
			要介護2 (719 単位)												
			要介護3 (791 単位)												
			要介護4 (862 単位)												
			要介護5 (931 単位)												
	(二) 単独型短期入所 生活介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要介護1 (722 単位)													
		要介護2 (791 単位)													
		要介護3 (863 単位)													
		要介護4 (932 単位)													
		要介護5 (1,000 単位)													
ロ ユニット型短期 入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット 型短期入所生活 介護費	(一) 単独型ユニット型 短期入所生活 介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 (612 単位)	×97/100	×70/100	×70/100		+12単位	+4単位	+8単位					
			要介護2 (683 単位)												
			要介護3 (755 単位)												
			要介護4 (825 単位)												
			要介護5 (895 単位)												
	(二) 併設型短期入所 生活介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要介護1 (686 単位)													
		要介護2 (755 単位)													
		要介護3 (826 単位)													
		要介護4 (896 単位)													
		要介護5 (964 単位)													
	(2) 併設型ユニット 型短期入所生活 介護費	(一) 併設型ユニット型 短期入所生活 介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 (751 単位)	×97/100	×70/100	×70/100		+18単位							
			要介護2 (821 単位)												
			要介護3 (895 単位)												
			要介護4 (965 単位)												
			要介護5 (1,034 単位)												
	(二) 併設型ユニット型 短期入所生活 介護費(Ⅱ) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 (751 単位)													
		要介護2 (821 単位)													
		要介護3 (895 単位)													
		要介護4 (965 単位)													
		要介護5 (1,034 単位)													
ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)															
ニ 在宅中重度者 受入加算	(1) 看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合 (1日につき 421単位を加算)														
	(2) 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合 (1日につき 417単位を加算)														
	(3) 看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合 (1日につき 413単位を加算)														
	(4) 看護体制加算を算定していない場合 (1日につき 425単位を加算)														
ホ サービス提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)														
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)														
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)														
ヘ 介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×25/100)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計													
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(Ⅰ)の90/100)														
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(Ⅰ)の90/100)														
注 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目															

9 短期入所療養介護費
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
			要介護を行う職員の数または介護士が不在の場合	利用者の数及び介護士の人数が異なる場合	医師、看護師、介護士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の員数が異なる場合	複数のユニットリーダーをユニット毎に配置している等、ユニット別に異なる体制が実施されている場合	介護職員配置加算	介護職員配置加算	介護職員配置加算	認知症ケア加算	認知症行動・心理状態評価加算	緊急対応入所受入加算	認知症認知症利用者受入加算	介護療養管理加算	利用者に付して退避を行う場合		
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i) <従来型個室>【従来型】	個室1 (754 単位) 個室2 (802 単位) 個室3 (865 単位) 個室4 (911 単位) 個室5 (971 単位)														
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii) <従来型個室>【在宅強化型】	個室1 (754 単位) 個室2 (816 単位) 個室3 (876 単位) 個室4 (936 単位) 個室5 (1,001 単位)														
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii) <多床室>【従来型】	個室1 (870 単位) 個室2 (936 単位) 個室3 (996 単位) 個室4 (1,061 単位) 個室5 (1,126 単位)														
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv) <多床室>【在宅強化型】	個室1 (866 単位) 個室2 (938 単位) 個室3 (1,007 単位) 個室4 (1,076 単位) 個室5 (1,144 単位)														
	(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II) <療養型老健:看護職員を配置>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i) <従来型個室>【療養型】	個室1 (866 単位) 個室2 (970 単位) 個室3 (1,065 単位) 個室4 (1,132 単位) 個室5 (1,211 単位)														
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii) <従来型個室>【療養強化型】	個室1 (866 単位) 個室2 (944 単位) 個室3 (1,044 単位) 個室4 (1,123 単位) 個室5 (1,201 単位)														
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii) <多床室>【療養型】	個室1 (944 単位) 個室2 (1,058 単位) 個室3 (1,135 単位) 個室4 (1,211 単位) 個室5 (1,288 単位)														
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv) <多床室>【療養強化型】	個室1 (944 単位) 個室2 (1,022 単位) 個室3 (1,104 単位) 個室4 (1,184 単位) 個室5 (1,268 単位)														
	(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(III) <療養型老健:看護シフト体制>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i) <従来型個室>【療養型】	個室1 (857 単位) 個室2 (961 単位) 個室3 (1,056 単位) 個室4 (1,134 単位) 個室5 (1,213 単位)														
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii) <従来型個室>【療養強化型】	個室1 (857 単位) 個室2 (935 単位) 個室3 (1,035 単位) 個室4 (1,114 単位) 個室5 (1,191 単位)														
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii) <多床室>【療養型】	個室1 (935 単位) 個室2 (1,049 単位) 個室3 (1,126 単位) 個室4 (1,201 単位) 個室5 (1,278 単位)														
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv) <多床室>【療養強化型】	個室1 (935 単位) 個室2 (1,013 単位) 個室3 (1,095 単位) 個室4 (1,177 単位) 個室5 (1,261 単位)														
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>【従来型】	個室1 (804 単位) 個室2 (841 単位) 個室3 (898 単位) 個室4 (956 単位) 個室5 (1,015 単位)	×97/100	×70/100	×70/100		+24単位	+30単位	+240単位							
		b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室>【在宅強化型】	個室1 (804 単位) 個室2 (866 単位) 個室3 (926 単位) 個室4 (986 単位) 個室5 (1,047 単位)														
		c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii) <ユニット型準個室>【従来型】	個室1 (944 単位) 個室2 (992 単位) 個室3 (1,040 単位) 個室4 (1,088 単位) 個室5 (1,136 単位)														
		d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv) <ユニット型準個室>【在宅強化型】	個室1 (944 単位) 個室2 (1,006 単位) 個室3 (1,068 単位) 個室4 (1,130 単位) 個室5 (1,192 単位)														
	(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II) <療養型老健:看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>【療養型】	個室1 (944 単位) 個室2 (1,048 単位) 個室3 (1,152 単位) 個室4 (1,256 単位) 個室5 (1,360 単位)														
		b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室>【療養強化型】	個室1 (944 単位) 個室2 (1,022 単位) 個室3 (1,104 単位) 個室4 (1,184 単位) 個室5 (1,268 単位)														
		c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii) <多床室>【療養型】	個室1 (944 単位) 個室2 (1,058 単位) 個室3 (1,135 単位) 個室4 (1,211 単位) 個室5 (1,288 単位)														
		d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv) <多床室>【療養強化型】	個室1 (944 単位) 個室2 (1,022 単位) 個室3 (1,104 単位) 個室4 (1,184 単位) 個室5 (1,268 単位)														
	(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(III) <療養型老健:看護シフト体制>	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>【療養型】	個室1 (944 単位) 個室2 (1,018 単位) 個室3 (1,113 単位) 個室4 (1,188 単位) 個室5 (1,263 単位)														
		b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室>【療養強化型】	個室1 (944 単位) 個室2 (1,016 単位) 個室3 (1,116 単位) 個室4 (1,216 単位) 個室5 (1,316 単位)														
		c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii) <多床室>【療養型】	個室1 (944 単位) 個室2 (1,068 単位) 個室3 (1,145 単位) 個室4 (1,221 単位) 個室5 (1,298 単位)														
		d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv) <多床室>【療養強化型】	個室1 (944 単位) 個室2 (1,016 単位) 個室3 (1,098 単位) 個室4 (1,180 単位) 個室5 (1,262 単位)														
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(654 単位)															
	(二) 4時間以上6時間未満	(905 単位)															
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,257 単位)															

注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算 (1日につき 27単位を加算)		
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)		
(5) 緊急時施設療養費	「3」緊急特別管理時	療養士名簿の写の場合 (1月に1回3日を限度に1日につき5(1)単位を算定) 療養士名簿の場合 (1月に1回3日を限度に1日につき2(1)単位を算定)
	(二) 暫定治療	
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1日につき +所定単位×15/100)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1日につき +(一)の80/100)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1日につき +(一)の80/100)	

注 特別療養費と緊急時施設療養費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリ機能強化加算を適用しない。

□ 療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注				
		注1	注2	注3	注4	注5	注6	注7	注8	注9				
(1) 病院療養病棟短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病棟短期入所療養介護費(Ⅰ) 「従来型個室」 看護<E1>介護<4:1>	a.病院療養病棟短期入所療養介護費(Ⅰ)	単介費1 (C) 774 単位 単介費2 (C) 832 単位 単介費3 (C) 1,067 単位 単介費4 (C) 1,167 単位 単介費5 (C) 1,257 単位	×70/100	×90/100	×90/100	病院療養病棟療養増減率 -25単位	-12単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ) +14単位 夜間勤務等看護(Ⅳ) +7単位	+200単位 (7日間で限度)	+90単位 (7日間で限度)	+120単位	共通につき +184単位	
		b.病院療養病棟短期入所療養介護費(Ⅱ) 「多床室」	単介費1 (C) 834 単位 単介費2 (C) 942 単位 単介費3 (C) 1,179 単位 単介費4 (C) 1,275 単位 単介費5 (C) 1,365 単位											
		(二) 病院療養病棟短期入所療養介護費(Ⅱ) 「従来型個室」 看護<E1>介護<5:1>	a.病院療養病棟短期入所療養介護費(Ⅱ)											単介費1 (C) 661 単位 単介費2 (C) 772 単位 単介費3 (C) 930 単位 単介費4 (C) 1,084 単位 単介費5 (C) 1,125 単位
			b.病院療養病棟短期入所療養介護費(Ⅲ) 「多床室」											単介費1 (C) 774 単位 単介費2 (C) 862 単位 単介費3 (C) 1,040 単位 単介費4 (C) 1,193 単位 単介費5 (C) 1,235 単位
			(三) 病院療養病棟短期入所療養介護費(Ⅲ) 「従来型個室」 看護<E1>介護<6:1>											a.病院療養病棟短期入所療養介護費(Ⅲ)
	b.病院療養病棟短期入所療養介護費(Ⅳ) 「多床室」													単介費1 (C) 745 単位 単介費2 (C) 855 単位 単介費3 (C) 1,003 単位 単介費4 (C) 1,159 単位 単介費5 (C) 1,235 単位
	(一) 病院療養病棟経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) 「従来型個室」 看護<E1>介護<4:1>													a.病院療養病棟経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)
		b.病院療養病棟経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) 「多床室」												単介費1 (C) 834 単位 単介費2 (C) 942 単位 単介費3 (C) 1,090 単位 単介費4 (C) 1,179 単位 単介費5 (C) 1,270 単位
		(二) 病院療養病棟経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) 「従来型個室」 看護<E1>介護<4:1>												a.病院療養病棟経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)
			b.病院療養病棟経過型短期入所療養介護費(Ⅲ) 「多床室」											単介費1 (C) 834 単位 単介費2 (C) 942 単位 単介費3 (C) 1,043 単位 単介費4 (C) 1,133 単位 単介費5 (C) 1,224 単位
			(一) ユニタ型病院療養病棟短期入所療養介護費(Ⅰ) 「ユニタ型個室」											a.ユニタ型病院療養病棟短期入所療養介護費(Ⅰ)
	b.ユニタ型病院療養病棟短期入所療養介護費(Ⅱ) 「ユニタ型多床室」													単介費1 (C) 837 単位 単介費2 (C) 945 単位 単介費3 (C) 1,175 単位 単介費4 (C) 1,275 単位 単介費5 (C) 1,365 単位
	(二) ユニタ型病院療養病棟短期入所療養介護費(Ⅱ) 「ユニタ型多床室」													a.ユニタ型病院療養病棟短期入所療養介護費(Ⅱ)
		b.ユニタ型病院療養病棟経過型短期入所療養介護費(Ⅲ) 「ユニタ型多床室」												単介費1 (C) 837 単位 単介費2 (C) 945 単位 単介費3 (C) 1,093 単位 単介費4 (C) 1,183 単位 単介費5 (C) 1,273 単位
		(5) 特定入院療養病棟短期入所療養介護費												(一) 3時間以上4時間未満 (C) 854 単位
(二) 4時間以上6時間未満 (C) 905 単位														
(三) 6時間以上8時間未満 (C) 1,257 単位														
(6) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)														
(7) 特定診療費														
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)													
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)													
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)													
(9) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×11/100)													
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(一)の90/100)													
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(一)の80/100)													

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
 ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	
			利用者の数及び入院患者の数の合計額が入居者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	
(1) 診療所短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (795 単位)	×70/100	診療所設備基準 減算 -60単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を限度)	+120単位	
			要介護2 (756 単位)						
			要介護3 (807 単位)						
			要介護4 (858 単位)						
			要介護5 (909 単位)						
		b.診療所短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (814 単位)						
		要介護2 (866 単位)							
		要介護3 (917 単位)							
		要介護4 (967 単位)							
		要介護5 (1,019 単位)							
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	a.診療所短期入所療養介護費(i)	要介護1 (616 単位)	×97/100					
			要介護2 (662 単位)						
			要介護3 (707 単位)						
			要介護4 (752 単位)						
			要介護5 (798 単位)						
		b.診療所短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (726 単位)						
		要介護2 (771 単位)							
		要介護3 (816 単位)							
		要介護4 (862 単位)							
		要介護5 (908 単位)							
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) ユニッ外型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (817 単位)	×70/100						
		要介護2 (869 単位)							
		要介護3 (920 単位)							
		要介護4 (970 単位)							
		要介護5 (1,022 単位)							
(二) ユニッ外型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型標準室>	要介護1 (817 単位)	×97/100							
	要介護2 (869 単位)								
	要介護3 (920 単位)								
(二) ユニッ外型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型標準室>	要介護4 (970 単位)								
	要介護5 (1,022 単位)								
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(654 単位)							
		(二) 4時間以上6時間未満							(905 単位)
		(三) 6時間以上8時間未満							(1,257 単位)
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)									
(5) 特定診療費									
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)								
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)							
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)							
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×11/1000)		注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計						
		(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(一)の90/100)							
		(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(一)の80/100)							

： 特定診療費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分		注					注	注	注
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合			
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	a. 認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (1,064 単位)	×70/100	×90/100	×90/100		
			要介護2 (1,119 単位)						
			要介護3 (1,185 単位)						
			要介護4 (1,250 単位)						
			要介護5 (1,313 単位)						
		看護<3:1>介護<6:1>	b. 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (1,183 単位)					
			要介護2 (1,249 単位)						
			要介護3 (1,295 単位)						
			要介護4 (1,362 単位)						
			要介護5 (1,428 単位)						
	一般病棟	(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)	a. 認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (1,066 単位)	×70/100	×90/100	×90/100		
			要介護2 (1,135 単位)						
			要介護3 (1,206 単位)						
			要介護4 (1,274 単位)						
			要介護5 (1,346 単位)						
		看護<4:1>介護<4:1>	b. 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (1,106 単位)					
			要介護2 (1,175 単位)						
			要介護3 (1,245 単位)						
			要介護4 (1,315 単位)						
			要介護5 (1,383 単位)						
(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III)	a. 認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (1,038 単位)	×70/100	×90/100	×90/100				
	要介護2 (1,098 単位)								
	要介護3 (1,163 単位)								
	要介護4 (1,230 単位)								
	要介護5 (1,298 単位)								
看護<4:1>介護<5:1>	b. 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (1,071 単位)							
	要介護2 (1,145 単位)								
	要介護3 (1,213 単位)								
	要介護4 (1,280 単位)								
	要介護5 (1,347 単位)								
(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)	a. 認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (1,062 単位)	×70/100	×90/100	×90/100				
	要介護2 (1,117 単位)								
	要介護3 (1,183 単位)								
	要介護4 (1,251 単位)								
	要介護5 (1,326 単位)								
看護<4:1>介護<6:1>	b. 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (1,181 単位)							
	要介護2 (1,249 単位)								
	要介護3 (1,318 単位)								
	要介護4 (1,386 単位)								
	要介護5 (1,456 単位)								
(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(V) 経過措置型	a. 認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (1,000 単位)	×70/100	×90/100	×90/100				
	要介護2 (1,066 単位)								
	要介護3 (1,134 単位)								
	要介護4 (1,199 単位)								
	要介護5 (1,268 単位)								
看護<4:1>介護<5:1>	b. 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (1,033 単位)							
	要介護2 (1,098 単位)								
	要介護3 (1,163 単位)								
	要介護4 (1,228 単位)								
	要介護5 (1,294 単位)								
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (892 単位)	×70/100	×90/100	×90/100				
		要介護2 (926 単位)							
		要介護3 (974 単位)							
		要介護4 (1,004 単位)							
		要介護5 (1,060 単位)							
	(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (904 単位)							
		要介護2 (959 単位)							
		要介護3 (1,036 単位)							
		要介護4 (1,104 単位)							
		要介護5 (1,185 単位)							
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	a. ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要介護1 (1,071 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
			要介護2 (1,137 単位)						
			要介護3 (1,208 単位)						
			要介護4 (1,283 単位)						
			要介護5 (1,361 単位)						
	b. ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	要介護1 (1,165 単位)							
		要介護2 (1,232 単位)							
		要介護3 (1,298 単位)							
		要介護4 (1,365 単位)							
		要介護5 (1,431 単位)							
一般病棟	a. ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要介護1 (1,039 単位)	×70/100	×90/100	×90/100				
		要介護2 (1,175 単位)							
		要介護3 (1,245 単位)							
		要介護4 (1,318 単位)							
		要介護5 (1,391 単位)							
b. ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	要介護1 (1,133 単位)								
	要介護2 (1,175 単位)								
	要介護3 (1,248 単位)								
	要介護4 (1,318 単位)								
	要介護5 (1,387 単位)								
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(634 単位)	×70/100	×90/100	×90/100				
	(二) 4時間以上6時間未満	(905 単位)							
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,257 単位)							
(5) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)									
(6) 特定診療費									
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)								
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +(-)の90/100)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +(-)の80/100)								
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(-)の80/100)								

注 特定診療費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護 職員の員数 が基準に満た ない場合	注 介護職員の 員数が基準 に満たない場 合	注 個別機能訓 練加算	注 夜間看護体 制加算	注 医療機関連 携加算	注 障害者等支 援加算	注 委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (564 単位) 要介護2 (632 単位) 要介護3 (705 単位) 要介護4 (773 単位) 要介護5 (844 単位)	×70/100		1日につき +12単位	1日につき +10単位	1月につき +80単位		
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 97単位)			×70/100				1日につき +20単位	・訪問介護 ・身体介護 所要時間15分未満の場合 99単位 所要時間15分以上30分未満の場合 199単位 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 271単位 に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごと に90単位を加算した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 580単位に所要時間 1時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに37 単位を加算した単位数 ・生活援助 所要時間15分未満の場合 50単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 99単位に所要 時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに50単 位を加算した単位数 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 226単位 所要時間1時間15分以上の場合 271単位 ・通院等乗降介助 1回につき 90単位 ・他の訪問系サービス及び通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 ・福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※ ただし、基本部分も含めて要介護別々に定める限度を上限とする。
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)※3	要介護1 (564 単位) 要介護2 (632 単位) 要介護3 (705 単位) 要介護4 (773 単位) 要介護5 (844 単位)	×70/100			1日につき +10単位			
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ 算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算) (2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算) (3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)							
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×30/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)		注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計					

※ 限度額	要介護1 17,146 単位
	要介護2 19,213 単位
	要介護3 21,432 単位
	要介護4 23,499 単位
	要介護5 25,658 単位

※ 短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。

11 福祉用具貸与費

基本部分	注 特別地域福祉用具貸与加算	注 中山間地域等における小規模事 業所加算	注 中山間地域等に居住する者への サービス提供加算
車いす			
車いす付風呂			
特殊寝台			
特殊寝台付風呂			
床ずれ防止用具			
体位変換器	交通費に相当する額を事業所の所 在地に適用される1単位の単価で 算して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の 100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相 当する額を事業所の所在地に適 用される1単位の単価で算して得 た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の 2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当 する額を事業所の所在地に適用さ れる1単位の単価で算して得た単位数 を加算 (個々の用具ごとに貸与費の 1/3を限度)
手すり			
スロープ			
歩行器			
歩行補助つえ			
認知症老人徘徊感知機器			
移動用リフト			
自動排泄処理装置			

： 特別地域福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付風呂、特殊寝台、特殊寝台付風呂、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。自動排泄処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費(Ⅰ) 要介護1・2 (1,005単位) 要介護3・4・5 (1,306単位)	(2) 居宅介護支援費(Ⅱ) (※)	要介護1・2 (502単位)	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3・4・5 (653単位)					
		(3) 居宅介護支援費(Ⅲ) (※)	要介護1・2 (301単位)					
			要介護3・4・5 (392単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)								
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ) (1月につき +500単位)							
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ) (1月につき +300単位)							
ニ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ) (1月につき +200単位)							
	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ) (1月につき +100単位)							
ホ 退院・退所加算 (入院または入所期間中3回を限度に +300単位)								
ヘ 認知症加算 (1月につき +150単位)								
ト 独居高齢者加算 (1月につき +150単位)								
チ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
リ 複合型サービス事業所連携加算 (+300単位)								
ヌ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)								

※居宅介護支援費(Ⅱ)・(Ⅲ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(Ⅱ)を、60件以上の部分については(Ⅲ)を算定する。

Ⅲ 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造
1 介護福祉施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		要介護1の割合が50%未満の場合	入居者が2人以上の介護が必要な場合	介護、看護職員は介護職員等相当の業務を行う場合	要介護2以上の利用者が2人以上の場合	指定介護支援センター	管理体制作算(1)	管理体制作算(2)	管理職員配置加算	ユニットケア加算	個別療育加算	居宅介護支援加算	療育の充実を図っている場合	療育施設による療育が行われている場合	療育の充実を図っている場合		
イ 介護福祉施設サービス	(一) 介護福祉施設サービス	a 介護福祉施設サービス(Ⅰ) (従来型型)	第1階 (1,200単位)														
		b 介護福祉施設サービス(Ⅱ) (多床型(平成24年4月1日以前に整備))	第1階 (1,200単位)														
		c 介護福祉施設サービス(Ⅲ) (多床型(平成24年4月1日以後に新設))	第1階 (1,200単位)														
		a 小規模介護福祉施設サービス(Ⅰ) (従来型型)	第1階 (1,200単位)														
		b 小規模介護福祉施設サービス(Ⅱ) (多床型(平成24年4月1日以前に整備))	第1階 (1,200単位)														
		c 小規模介護福祉施設サービス(Ⅲ) (多床型(平成24年4月1日以後に新設))	第1階 (1,200単位)														
	(二) 小規模介護福祉施設サービス	a 小規模介護福祉施設サービス(Ⅰ) (従来型型)	第1階 (1,200単位)														
		b 小規模介護福祉施設サービス(Ⅱ) (多床型(平成24年4月1日以前に整備))	第1階 (1,200単位)														
		c 小規模介護福祉施設サービス(Ⅲ) (多床型(平成24年4月1日以後に新設))	第1階 (1,200単位)														
		a 居宅老人介護福祉施設サービス(Ⅰ) (従来型型)	第1階 (1,200単位)														
		b 居宅老人介護福祉施設サービス(Ⅱ) (多床型(平成24年4月1日以前に整備))	第1階 (1,200単位)														
		c 居宅老人介護福祉施設サービス(Ⅲ) (多床型(平成24年4月1日以後に新設))	第1階 (1,200単位)														
(2) 居宅老人介護福祉施設サービス	(一) 居宅老人介護福祉施設サービス	a 小規模居宅老人介護福祉施設サービス(Ⅰ) (従来型型)	第1階 (1,200単位)	×97/100	×70/100	×70/100											
		b 小規模居宅老人介護福祉施設サービス(Ⅱ) (多床型(平成24年4月1日以前に整備))	第1階 (1,200単位)														
		c 小規模居宅老人介護福祉施設サービス(Ⅲ) (多床型(平成24年4月1日以後に新設))	第1階 (1,200単位)														
	(二) 小規模居宅老人介護福祉施設サービス	a 小規模居宅老人介護福祉施設サービス(Ⅰ) (従来型型)	第1階 (1,200単位)														
		b 小規模居宅老人介護福祉施設サービス(Ⅱ) (多床型(平成24年4月1日以前に整備))	第1階 (1,200単位)														
		c 小規模居宅老人介護福祉施設サービス(Ⅲ) (多床型(平成24年4月1日以後に新設))	第1階 (1,200単位)														
ロ ユニタリー型介護福祉施設サービス	(1) ユニタリー型介護福祉施設サービス	a ユニタリー型介護福祉施設サービス(Ⅰ) (従来型型)	第1階 (1,200単位)														
		b ユニタリー型介護福祉施設サービス(Ⅱ) (ユニット型型)	第1階 (1,200単位)														
		a ユニタリー型介護福祉施設サービス(Ⅰ) (ユニット型型)	第1階 (1,200単位)														
		b ユニタリー型介護福祉施設サービス(Ⅱ) (ユニット型型)	第1階 (1,200単位)														
		a ユニタリー型居宅老人介護福祉施設サービス(Ⅰ) (ユニット型型)	第1階 (1,200単位)														
		b ユニタリー型居宅老人介護福祉施設サービス(Ⅱ) (ユニット型型)	第1階 (1,200単位)														
	(2) ユニタリー型居宅老人介護福祉施設サービス	a ユニタリー型居宅老人介護福祉施設サービス(Ⅰ) (ユニット型型)	第1階 (1,200単位)														
		b ユニタリー型居宅老人介護福祉施設サービス(Ⅱ) (ユニット型型)	第1階 (1,200単位)														
		a ユニタリー型居宅老人介護福祉施設サービス(Ⅰ) (ユニット型型)	第1階 (1,200単位)														
		b ユニタリー型居宅老人介護福祉施設サービス(Ⅱ) (ユニット型型)	第1階 (1,200単位)														
		a ユニタリー型居宅老人介護福祉施設サービス(Ⅰ) (ユニット型型)	第1階 (1,200単位)														
		b ユニタリー型居宅老人介護福祉施設サービス(Ⅱ) (ユニット型型)	第1階 (1,200単位)														
注 身体拘束禁止未実施加算		(1日につき 5単位を減算)															
注 外泊特費用			入居者が入院又は診療等への入院を要した場合及び入居者に対して個室における外泊を認められた場合、1月10日を標準として前定単位数に代り1日につき246単位を算定														
ハ 初期加算		(1日につき 30単位を加算)															
ニ 選所時等相対補助加算		(1) 選所前相対補助加算 (入居申請(又は選所)を受理した、460単位を算定) (2) 選所後相対補助加算 (選所後1回を限度に、460単位を算定) (3) 選所相対補助加算 (400単位) (4) 選所前選所加算 (500単位)	注 入居者及びその家族等に対して選所後の相対補助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と選所前から選所...情報提供のサービス調整を行う場合														
ホ 変更マネジメント加算		(1日につき 14単位を加算)															
ヘ 経口移行加算		(1日につき 28単位を加算)															
ト 経口維持加算(1日につき)		(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位) (2) 経口維持加算(Ⅱ) (6単位)															
チ 口腔機能維持管理体制作算		(1日につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合														
リ 口腔機能維持管理加算		(1日につき 110単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔機能維持管理体制作算を算定していない場合は、算定しない														
ハ 栄養加算		(1日につき 23単位を加算)															
ニ 看取り介護加算		(1) 看取り介護加算(Ⅰ) (80単位を加算) (2) 看取り介護加算(Ⅱ) (680単位を加算) (3) 看取り (1日につき 1,280単位を加算)															
フ 在宅復帰支援加算		(1日につき 10単位を加算)															
フ 在宅・入所相互利用加算		(1日につき 30単位を加算)															
カ 認知症専門ケア加算		(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)															
キ 認知症行動・心理状態観察加算		(入所後7日以内に1日につき200単位を加算)															
タ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)															
レ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×25/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +1)の90/100 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +1)の90/100	注 所定単位数は、イからタまでより算定した単位数の合計														

2 介護保健施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注		
		夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	入所者の数が 入所定員を超 える場合	医師、看護職 員、介護職 員、理学療法 士、作業療法 士、言語聴覚 士又は介護支 援専門員の員 数が基準に満 たない場合	常勤のユ ニットリー ダーをユ ニット毎に 配置してい ない等ユ ニットケア における体 制が未整備 である場合	夜勤職員配置 加算	短期集中リハ ビリテーション 実施加算	認知症短期集 中リハビリテー ション実施加 算	認知症ケア加 算	若年性認知症 入所者受入加 算	在宅復帰・ 在宅療養支 援機能加算
イ 介護保健施設 サービス費 (1日につき)	(1) 介護保健施設 サービス費(Ⅰ)	(一) 介護保健施設サービス費(i) ＜従来型個室＞【従来型】	要介護1 (716 単位) 要介護2 (763 単位) 要介護3 (806 単位) 要介護4 (879 単位) 要介護5 (932 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +24単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位 (週3日を 限度)	1日につき +76単位	1日につき +21単位
		(二) 介護保健施設サービス費(ii) ＜従来型個室＞【在宅強化型】	要介護1 (746 単位) 要介護2 (780 単位) 要介護3 (831 単位) 要介護4 (893 単位) 要介護5 (949 単位)								
		(三) 介護保健施設サービス費(iii) ＜多床室＞【従来型】	要介護1 (792 単位) 要介護2 (841 単位) 要介護3 (894 単位) 要介護4 (951 単位) 要介護5 (1,011 単位)								
		(四) 介護保健施設サービス費(iv) ＜多床室＞【在宅強化型】	要介護1 (825 単位) 要介護2 (860 単位) 要介護3 (903 単位) 要介護4 (960 単位) 要介護5 (1,020 単位)								
	(2) 介護保健施設 サービス費(Ⅱ) ＜療養型老健: 看護職員を配置＞	(一) 介護保健施設サービス費(i) ＜従来型個室＞【療養型】	要介護1 (741 単位) 要介護2 (784 単位) 要介護3 (824 単位) 要介護4 (884 単位) 要介護5 (941 単位)								
		(二) 介護保健施設サービス費(ii) ＜従来型個室＞【療養強化型】	要介護1 (771 単位) 要介護2 (804 単位) 要介護3 (846 単位) 要介護4 (906 単位) 要介護5 (963 単位)								
		(三) 介護保健施設サービス費(iii) ＜多床室＞【療養型】	要介護1 (820 単位) 要介護2 (864 単位) 要介護3 (904 単位) 要介護4 (960 単位) 要介護5 (1,020 単位)								
		(四) 介護保健施設サービス費(iv) ＜多床室＞【療養強化型】	要介護1 (854 単位) 要介護2 (899 単位) 要介護3 (939 単位) 要介護4 (1,009 単位) 要介護5 (1,071 単位)								
	(3) 介護保健施設 サービス費(Ⅲ) ＜療養型老健: 看護オンコール体制＞	(一) 介護保健施設サービス費(i) ＜従来型個室＞【療養型】	要介護1 (741 単位) 要介護2 (784 単位) 要介護3 (824 単位) 要介護4 (884 単位) 要介護5 (941 単位)								
		(二) 介護保健施設サービス費(ii) ＜従来型個室＞【療養強化型】	要介護1 (771 単位) 要介護2 (804 単位) 要介護3 (846 単位) 要介護4 (906 単位) 要介護5 (963 単位)								
		(三) 介護保健施設サービス費(iii) ＜多床室＞【療養型】	要介護1 (820 単位) 要介護2 (864 単位) 要介護3 (904 単位) 要介護4 (960 単位) 要介護5 (1,020 単位)								
		(四) 介護保健施設サービス費(iv) ＜多床室＞【療養強化型】	要介護1 (854 単位) 要介護2 (899 単位) 要介護3 (939 単位) 要介護4 (1,009 単位) 要介護5 (1,071 単位)								
ロ ユニット型 介護保健施設 サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型 介護保健施設 サービス費(Ⅰ)	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i) ＜ユニット型個室＞【従来型】	要介護1 (795 単位) 要介護2 (842 単位) 要介護3 (880 単位) 要介護4 (940 単位) 要介護5 (1,014 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +24単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位 (週3日を 限度)	1日につき +120単位	1日につき +21単位
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii) ＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要介護1 (829 単位) 要介護2 (873 単位) 要介護3 (916 単位) 要介護4 (976 単位) 要介護5 (1,050 単位)								
		(三) ユニット型介護保健施設サービス費(iii) ＜ユニット型準備室＞【従来型】	要介護1 (875 単位) 要介護2 (924 単位) 要介護3 (967 単位) 要介護4 (1,036 単位) 要介護5 (1,110 単位)								
		(四) ユニット型介護保健施設サービス費(iv) ＜ユニット型準備室＞【在宅強化型】	要介護1 (909 単位) 要介護2 (958 単位) 要介護3 (1,001 単位) 要介護4 (1,071 単位) 要介護5 (1,145 単位)								
	(2) ユニット型 介護保健施設 サービス費(Ⅱ) ＜療養型老健: 看護職員を配置＞	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 (803 単位) 要介護2 (857 単位) 要介護3 (903 単位) 要介護4 (963 単位) 要介護5 (1,037 単位)								
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii) ＜ユニット型個室＞【療養強化型】	要介護1 (837 単位) 要介護2 (887 単位) 要介護3 (936 単位) 要介護4 (1,006 単位) 要介護5 (1,080 単位)								
		(三) ユニット型介護保健施設サービス費(iii) ＜ユニット型準備室＞【療養型】	要介護1 (887 単位) 要介護2 (942 単位) 要介護3 (991 単位) 要介護4 (1,061 単位) 要介護5 (1,135 単位)								
		(四) ユニット型介護保健施設サービス費(iv) ＜ユニット型準備室＞【療養強化型】	要介護1 (921 単位) 要介護2 (977 単位) 要介護3 (1,026 単位) 要介護4 (1,096 単位) 要介護5 (1,170 単位)								
	(3) ユニット型 介護保健施設 サービス費(Ⅲ) ＜療養型老健: 看護オンコール体制＞	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 (803 単位) 要介護2 (857 単位) 要介護3 (903 単位) 要介護4 (963 単位) 要介護5 (1,037 単位)								
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii) ＜ユニット型個室＞【療養強化型】	要介護1 (837 単位) 要介護2 (887 単位) 要介護3 (936 単位) 要介護4 (1,006 単位) 要介護5 (1,080 単位)								
		(三) ユニット型介護保健施設サービス費(iii) ＜ユニット型準備室＞【療養型】	要介護1 (887 単位) 要介護2 (942 単位) 要介護3 (991 単位) 要介護4 (1,061 単位) 要介護5 (1,135 単位)								
		(四) ユニット型介護保健施設サービス費(iv) ＜ユニット型準備室＞【療養強化型】	要介護1 (921 単位) 要介護2 (977 単位) 要介護3 (1,026 単位) 要介護4 (1,096 単位) 要介護5 (1,170 単位)								

注 身体拘束廃止未実施減算	(1日につき 5単位を減算)														
注 外泊時費用															
注 ターミナルケア加算	<table border="1"> <tr> <td>(1) 死亡日以前4日以上30日以下</td> <td>療養型老健以外の場合 (1日につき 160単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 160単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2) 死亡日以前2日又は3日</td> <td>療養型老健以外の場合 (1日につき 820単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 850単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(3) 死亡日</td> <td>療養型老健以外の場合 (1日につき 1,650単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 1,700単位を加算)</td> </tr> </table>	(1) 死亡日以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合 (1日につき 160単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 160単位を加算)	(2) 死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合 (1日につき 820単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 850単位を加算)	(3) 死亡日	療養型老健以外の場合 (1日につき 1,650単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 1,700単位を加算)								
(1) 死亡日以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合 (1日につき 160単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 160単位を加算)														
(2) 死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合 (1日につき 820単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 850単位を加算)														
(3) 死亡日	療養型老健以外の場合 (1日につき 1,650単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 1,700単位を加算)														
注 特別療養費															
注 療養体制維持特別加算	(1日につき 27単位を加算)														
ハ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)														
ニ 入所前後訪問指導加算	在宅強化型の場合 (1回につき 460単位を加算) 在宅強化型以外の場合 (1回につき 460単位を加算)														
ホ 退所時指導等加算	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">(1) 退所時指導加算</td> <td>(一) 退所前訪問指導加算</td> <td>在宅強化型の場合 (入所中1回を限度に460単位を算定) 在宅強化型以外の場合 (入所中1回(療養型老健の場合は1回又は2回)を限度に460単位を算定)</td> </tr> <tr> <td>(二) 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度)</td> <td>在宅強化型の場合 (460単位を算定) 在宅強化型以外の場合 (460単位を算定)</td> </tr> <tr> <td>(三) 退所時指導加算</td> <td>(400単位)</td> </tr> <tr> <td>(四) 退所時情報提供加算</td> <td>(500単位)</td> </tr> <tr> <td>(五) 退所前連携加算</td> <td>(500単位)</td> </tr> <tr> <td>(2) 老人訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(1) 退所時指導加算	(一) 退所前訪問指導加算	在宅強化型の場合 (入所中1回を限度に460単位を算定) 在宅強化型以外の場合 (入所中1回(療養型老健の場合は1回又は2回)を限度に460単位を算定)	(二) 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度)	在宅強化型の場合 (460単位を算定) 在宅強化型以外の場合 (460単位を算定)	(三) 退所時指導加算	(400単位)	(四) 退所時情報提供加算	(500単位)	(五) 退所前連携加算	(500単位)	(2) 老人訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)		
(1) 退所時指導加算	(一) 退所前訪問指導加算		在宅強化型の場合 (入所中1回を限度に460単位を算定) 在宅強化型以外の場合 (入所中1回(療養型老健の場合は1回又は2回)を限度に460単位を算定)												
	(二) 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度)		在宅強化型の場合 (460単位を算定) 在宅強化型以外の場合 (460単位を算定)												
	(三) 退所時指導加算		(400単位)												
	(四) 退所時情報提供加算		(500単位)												
	(五) 退所前連携加算	(500単位)													
(2) 老人訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)															
ヘ 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)														
ト 経口移行加算	(1日につき 28単位を加算)														
チ 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位) (2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)														
リ 口腔機能維持管理体制加算	(1月につき 30単位を加算)														
ス 口腔機能維持管理加算	(1月につき 110単位を加算)														
ル 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)														
ラ 在宅復帰支援機能加算	(療養型老健に限り1日につき 5単位を加算)														
ワ 緊急時施設療養費	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">(1) 緊急時治療管理</td> <td>療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)</td> </tr> <tr> <td>療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)</td> </tr> <tr> <td>(2) 特定治療</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)	療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)	(2) 特定治療										
(1) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)														
	療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)														
(2) 特定治療															
カ 所定疾患施設療養費	<table border="1"> <tr> <td>療養型老健以外の場合</td> <td>(1月に1回7日を限度に、1日につき305単位を算定)</td> </tr> <tr> <td>療養型老健の場合</td> <td>(1月に1回7日を限度に、1日につき305単位を算定)</td> </tr> </table>	療養型老健以外の場合	(1月に1回7日を限度に、1日につき305単位を算定)	療養型老健の場合	(1月に1回7日を限度に、1日につき305単位を算定)										
療養型老健以外の場合	(1月に1回7日を限度に、1日につき305単位を算定)														
療養型老健の場合	(1月に1回7日を限度に、1日につき305単位を算定)														
コ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)														
ク 認知症行動・心理症状緊急対応加算	療養型老健以外の場合 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算) 療養型老健の場合 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)														
ケ 認知症情報提供加算	(1回当たり 350単位を加算)														
ク 地域連携診療計画情報提供加算	在宅強化型の場合 (入所者1人につき1回を限度として300単位を加算) 在宅強化型以外の場合 (入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)														
ツ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)														
ネ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/100) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)														

入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭において施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定
注 入所期間が1月を超える入所者が退所又は試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合
注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
注 所定単位数は、イからツまでにより算定した単位数の合計

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。

3 介護療養施設サービス
 Ⅰ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注									
(1) 療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 療養型介護療養施設サービス費(I)	a.療養型介護療養施設サービス費(ⅰ) 〈従来型個室〉	要介護1 (875 単位) 要介護2 (785 単位) 要介護3 (1,020 単位) 要介護4 (1,120 単位) 要介護5 (1,370 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100								
		看護(6:1)介護(4:1)	b.療養型介護療養施設サービス費(ⅱ) 〈多床室〉								要介護1 (785 単位) 要介護2 (895 単位) 要介護3 (1,130 単位) 要介護4 (1,230 単位) 要介護5 (1,320 単位)							
		看護(6:1)介護(5:1)	a.療養型介護療養施設サービス費(ⅰ) 〈従来型個室〉								要介護1 (895 単位) 要介護2 (795 単位) 要介護3 (885 単位) 要介護4 (1,037 単位) 要介護5 (1,079 単位)							
			b.療養型介護療養施設サービス費(ⅱ) 〈多床室〉								要介護1 (834 単位) 要介護2 (934 単位) 要介護3 (993 単位) 要介護4 (1,147 単位) 要介護5 (1,189 単位)							
		看護(6:1)介護(6:1)	a.療養型介護療養施設サービス費(ⅰ) 〈従来型個室〉								要介護1 (997 単位) 要介護2 (897 単位) 要介護3 (945 単位) 要介護4 (1,001 単位) 要介護5 (1,042 単位)							
	b.療養型介護療養施設サービス費(ⅱ) 〈多床室〉		要介護1 (897 単位) 要介護2 (997 単位) 要介護3 (956 単位) 要介護4 (1,111 単位) 要介護5 (1,152 単位)															
	(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(I)	a.療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅰ) 〈従来型個室〉								要介護1 (875 単位) 要介護2 (785 単位) 要介護3 (1,020 単位) 要介護4 (1,120 単位) 要介護5 (1,370 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	
			看護(6:1)介護(4:1)								b.療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅱ) 〈多床室〉							要介護1 (785 単位) 要介護2 (895 単位) 要介護3 (1,130 単位) 要介護4 (1,230 単位) 要介護5 (1,320 単位)
			看護(6:1)介護(5:1)								a.療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅰ) 〈従来型個室〉							要介護1 (895 単位) 要介護2 (795 単位) 要介護3 (885 単位) 要介護4 (1,037 単位) 要介護5 (1,079 単位)
											b.療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅱ) 〈多床室〉							要介護1 (834 単位) 要介護2 (934 単位) 要介護3 (993 単位) 要介護4 (1,147 単位) 要介護5 (1,189 単位)
			看護(6:1)介護(6:1)								a.療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅰ) 〈従来型個室〉							要介護1 (997 単位) 要介護2 (897 単位) 要介護3 (945 単位) 要介護4 (1,001 単位) 要介護5 (1,042 単位)
		b.療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅱ) 〈多床室〉									要介護1 (897 単位) 要介護2 (997 単位) 要介護3 (956 単位) 要介護4 (1,111 単位) 要介護5 (1,152 単位)							
(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)		(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(I)	〈ユニット型個室〉	要介護1 (785 単位) 要介護2 (895 単位) 要介護3 (1,133 単位) 要介護4 (1,233 単位) 要介護5 (1,383 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×97/100								
			〈ユニット型準個室〉	要介護1 (785 単位) 要介護2 (895 単位) 要介護3 (1,133 単位) 要介護4 (1,233 単位) 要介護5 (1,383 単位)														
			〈ユニット型準個室〉	要介護1 (785 単位) 要介護2 (895 単位) 要介護3 (1,133 単位) 要介護4 (1,233 単位) 要介護5 (1,383 単位)														
		(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	〈ユニット型準個室〉	要介護1 (895 単位) 要介護2 (1,133 単位) 要介護3 (1,233 単位) 要介護4 (1,383 単位) 要介護5 (1,483 単位)														
	〈ユニット型準個室〉		要介護1 (895 単位) 要介護2 (1,133 単位) 要介護3 (1,233 単位) 要介護4 (1,383 単位) 要介護5 (1,483 単位)															
(4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(I)	〈ユニット型準個室〉	要介護1 (895 単位) 要介護2 (1,133 単位) 要介護3 (1,233 単位) 要介護4 (1,383 単位) 要介護5 (1,483 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×97/100									
		〈ユニット型準個室〉	要介護1 (895 単位) 要介護2 (1,133 単位) 要介護3 (1,233 単位) 要介護4 (1,383 単位) 要介護5 (1,483 単位)															
注 身体拘束禁止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)																		
注 外泊時費用		入院患者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定																
注 試行的退院サービス費		入院患者に対して居室における試行的退院を認めた場合、1月に6日を限度として1日につき800単位を算定 ((2)及び(4)の基本単位に限る。)																
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要となり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定																
(5) 初期加算 (1日につき +30単位)																		
(6) 退院時指導等加算	(一) 退院時指導加算	a.退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合															
		b.退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)																
	c.退院時情報提供加算 (500単位)																	
	d.退院前連携加算 (500単位)																	
	(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として 300単位を算定)																	
(7) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)																		
(8) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)																		
(9) 経口維持加算 (1日につき)																		
	(一) 経口維持加算(I) (28単位)																	
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)																	
(10) 口腔機能維持管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)																		
注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合																		
(11) 口腔機能維持管理加算 (1月につき 110単位を加算)																		
注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを4回以上行っている場合 口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない																		
(12) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)																		
(13) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)																		
(14) 特定診療費																		
(15) 認知症専門ケア加算																		
	(一) 認知症専門ケア加算(I)	注 1日につき 3単位を加算																
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)																	
	(三) 認知症専門ケア加算(Ⅲ)	注 1日につき 4単位を加算																
(16) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日限り 1日につき200単位を加算)																		
(17) サービス提供体制強化加算																		
	(一) サービス提供体制強化加算(I)	注 1日につき 12単位を加算																
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	注 1日につき 6単位を加算																
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	注 1日につき 6単位を加算																
(18) 介護職員処遇改善加算																		
	(一) 介護職員処遇改善加算(I)	注 1日につき +所定単位×11/1000																
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	注 1日につき +(一)の90/100																
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	注 1日につき +(一)の80/100																

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
 ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分		注	注	注	注
		入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	若年性認知症患者受入加算
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費 (I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a. 診療所型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室> 介護1 (657 単位) 介護2 (709 単位) 介護3 (760 単位) 介護4 (810 単位) 介護5 (862 単位)	×70/100	診療所療養病床設備基準減算 -60単位	+120単位
		b. 診療所型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室> 介護1 (767 単位) 介護2 (818 単位) 介護3 (870 単位) 介護4 (920 単位) 介護5 (972 単位)			
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(二) 診療所型介護療養施設サービス費 (II) 看護・介護<3:1>	a. 診療所型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室> 介護1 (614 単位) 介護2 (659 単位) 介護3 (705 単位) 介護4 (750 単位) 介護5 (795 単位)	×97/100		
		b. 診療所型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室> 介護1 (678 単位) 介護2 (723 単位) 介護3 (768 単位) 介護4 (814 単位) 介護5 (860 単位)			
(1) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (I) <ユニット型個室>	介護1 (770 単位) 介護2 (821 単位) 介護3 (873 単位) 介護4 (923 単位) 介護5 (975 単位)			
	(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (II) <ユニット型準個室>	介護1 (770 単位) 介護2 (821 単位) 介護3 (873 単位) 介護4 (923 単位) 介護5 (975 単位)			
注 身体拘束廃止未実施加算 (1日につき 5単位を減算)					
注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定			
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定			
(3) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)					
(4) 退院時指導等加算	(一) 退院時等指導加算	a. 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合		
		b. 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)			
		c. 退院時指導加算 (400単位)			
		d. 退院時情報提供加算 (500単位)			
		e. 退院前連携加算 (500単位)			
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)					
(5) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)					
(6) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)					
(7) 経口維持加算(1日につき)	(一) 経口維持加算 (I) (28単位)				
	(二) 経口維持加算 (II) (5単位)				
(8) 口腔機能維持管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合			
(9) 口腔機能維持管理加算 (1月につき 110単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない			
(10) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)					
(11) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)					
(12) 特定診療費					
(13) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 (I) (1日につき 3単位を加算)				
	(二) 認知症専門ケア加算 (II) (1日につき 4単位を加算)				
(14) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日限り 1日につき200単位を加算)					
(15) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 12単位を加算)				
	(二) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 6単位を加算)				
	(三) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 6単位を加算)				
(16) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×11/1000)	注 所定単位数は、(1)から(15)までにより算定した単位数の合計			
	(二) 介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき +(一)の90/100)				
	(三) 介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき +(一)の80/100)				


ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分			注					注	
			入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (1,306 単位)	×70/100		×90/100		×90/100	
			要介護2 (1,079 単位)						
		看護<3:1> 介護<6:1>	要介護3 (1,139 単位)						
			要介護4 (1,206 単位)						
			要介護5 (1,273 単位)						
			要介護1 (1,116 単位)						
	b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <多床室>	要介護2 (1,183 単位)							
		要介護3 (1,249 単位)							
	一般病院	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護4 (1,316 単位)	×70/100		×70/100	-12単位		
			要介護5 (1,382 単位)						
		看護<4:1> 介護<4:1>	要介護1 (1,019 単位)						
			要介護2 (1,089 単位)						
要介護3 (1,159 単位)									
要介護4 (1,228 単位)									
b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <多床室>	要介護1 (1,058 単位)								
	要介護2 (1,128 単位)								
(2) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護3 (1,198 単位)	×70/100		×90/100		×90/100		
		要介護4 (1,268 単位)							
	看護<4:1> 介護<5:1>	要介護5 (1,338 単位)							
		要介護1 (1,338 単位)							
		要介護2 (1,320 単位)							
		要介護3 (1,302 単位)							
b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <多床室>	要介護4 (1,284 単位)								
	要介護5 (1,266 単位)								
大学病院等	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (843 単位)	×70/100		×90/100		×90/100		
		要介護2 (909 単位)							
	看護<4:1> 介護<6:1>	要介護3 (976 単位)							
		要介護4 (1,043 単位)							
		要介護5 (1,109 単位)							
		要介護1 (969 単位)							
b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <多床室>	要介護2 (1,019 単位)								
	要介護3 (1,086 単位)								
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護4 (1,280 単位)	×70/100		×90/100		×97/100	
			要介護5 (1,301 単位)						
	看護<4:1> 介護<6:1>	要介護1 (843 単位)							
		要介護2 (909 単位)							
		要介護3 (976 単位)							
		要介護4 (1,043 単位)							
b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <多床室>	要介護5 (1,109 単位)								
	要介護1 (969 単位)								
一般病院	a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護2 (1,019 単位)	×70/100		×90/100		×90/100		
		要介護3 (1,086 単位)							
	看護<4:1> 介護<6:1>	要介護4 (1,153 単位)							
		要介護5 (1,219 単位)							
		要介護1 (1,119 単位)							
		要介護2 (1,185 単位)							
b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型個室>	要介護3 (1,252 単位)								
	要介護4 (1,319 単位)								
(4) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護5 (1,385 単位)	×70/100		×90/100		×90/100		
		要介護1 (1,119 単位)							
	看護<4:1> 介護<6:1>	要介護2 (1,185 単位)							
		要介護3 (1,252 単位)							
		要介護4 (1,319 単位)							
		要介護5 (1,385 単位)							
b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <多床室>	要介護1 (1,062 単位)								
	要介護2 (1,132 単位)								
一般病院	a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護3 (1,201 単位)	×70/100		×90/100		×90/100		
		要介護4 (1,272 単位)							
	看護<4:1> 介護<6:1>	要介護5 (1,341 単位)							
		要介護1 (1,062 単位)							
		要介護2 (1,132 単位)							
		要介護3 (1,201 単位)							
b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型個室>	要介護4 (1,272 単位)								
	要介護5 (1,341 単位)								

注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)		
注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
(4) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)		
(5) 退院時指導等加算	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定) b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定) c 退院時指導加算 (400単位) d 退院時情報提供加算 (500単位) e 退院前連携加算 (500単位)
	(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
(6) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)		
(7) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)		
(8) 経口維持加算(1日につき)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)	
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)	
(9) 口腔機能維持管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
(10) 口腔機能維持管理加算 (1月につき 110単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
(11) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)		
(12) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)		
(13) 特定診療費		
(14) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
(15) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×11/1000)	注 所定単位は、(1)から(14)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(一)の90/100)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(一)の80/100)	

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

:平成26年4月改定箇所

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問介護費
- 2 介護予防訪問入浴介護費
- 3 介護予防訪問看護費
- 4 介護予防訪問リハビリテーション費
- 5 介護予防居宅療養管理指導費
- 6 介護予防通所介護費
- 7 介護予防通所リハビリテーション費
- 8 介護予防短期入所生活介護費
- 9 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
- 10 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 11 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注
イ 介護予防訪問介護費(Ⅰ)	要支援1・2 週1回程度の介護予防訪問介護 が必要とされた者 (1月につき 1,226単位)	介護職員初任者 研修課程を修了し たサービス提供責任者 を配置している場合	事業所と同一の建物に 居住する利用者30人以上に サービスを行う場合	特別地域介護予防訪問介護加算	中山間地域等における 小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
ロ 介護予防訪問介護費(Ⅱ)	要支援1・2 週2回程度の介護予防訪問介護 が必要とされた者 (1月につき 2,452単位)	×90/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ハ 介護予防訪問介護費(Ⅲ)	要支援2 週2回を超える程度の介護予防 訪問介護が必要とされた者 (1月につき 3,889単位)					
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)						
ホ 生活機能向上連携加算 (1月につき +100単位)						
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×40/1000) (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100) (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計				

： 特別地域介護予防訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注	注	注	注	注
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 860単位)		介護職員2人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +24単位)		×95/100	×70/100	×90/100	+15/100	+10/100
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×18/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計				

： 特別地域介護予防訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

3 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護士による訪問を行った場合算定可能 (318単位)	×90/100	事業所と同一建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	夜間又は早朝の場合又は深夜の場合	2人以上による介護予防訪問看護を行う場合	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算
	(2) 30分未満 (474単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (634単位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,144単位)										
	(5) 理学療法士等の場合 (318単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100										
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護士による訪問を行った場合算定可能 (256単位)	×90/100	事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算	
	(2) 30分未満 (383単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (553単位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (815単位)										
ハ 初回加算 (1月につき +300単位)											
ニ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)											
ホ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)											

注：特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回目以降の緊急的訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

4 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	×90/100	事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算
	介護老人保健施設の場合				
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)					

注：中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注
イ 医師が行う場合 (月2回を原案)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (Ⅱ)以外	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位) (二) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (452単位)
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (292単位)
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (262単位)
	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を原案)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)
(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (452単位)		
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を原案)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (553単位)
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (387単位)
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を原案)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (362単位)
注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の投薬に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 +100単位		
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を原案)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)	
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (452単位)	
ホ 歯科衛生士が行う場合 (月4回を原案)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (362単位)	
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (302単位)	
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (402単位)	注 看護士が行う場合 ×90/100
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (362単位)	

※ ハ(2)(一)(二)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

6 介護予防通所介護費

基本部分			注		注	注	注
			利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所介護を行う場合
イ 介護予防通所介護費	要支援1 (1月につき 2,115単位)		×70/100	×70/100	+5/100	1月につき +240単位	-376単位
	要支援2 (1月につき 4,236単位)						-752単位
ロ 生活機能向上グループ活動加算 (1月につき 100単位を加算)							
ハ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)							
ニ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)							
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)							
ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)					
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)					
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)					
		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)					
ト 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)							
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 48単位を加算)					
		要支援2 (1月につき 96単位を加算)					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)					
		要支援2 (1月につき 48単位を加算)					
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×19/1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計					
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)							
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)							

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

7 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注		注	注	注
			利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合
イ 介護予防通所リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	要支援1 (1月につき 2,433単位)	×70/100	×70/100	+5/100	1月につき +240単位	-376単位
		要支援2 (1月につき 4,870単位)					-752単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1 (1月につき 2,433単位)					-376単位
		要支援2 (1月につき 4,870単位)					-752単位
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)							
ハ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)							
ニ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)							
ホ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)					
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)					
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)					
		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)					
ヘ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)							
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 48単位を加算)					
		要支援2 (1月につき 96単位を加算)					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)					
		要支援2 (1月につき 48単位を加算)					
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×17/1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計					
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)							
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)							

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

8 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注			注	注	注	注	注	
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	機能訓練体制加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (486 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +12単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		要支援2 (603 単位)									
	(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要支援1 (524 単位)									
	要支援2 (652 単位)										
(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (458 単位)									
	要支援2 (569 単位)										
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要支援1 (567 単位)								
		要支援2 (690 単位)									
	(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈ユニット型準個室〉	要支援1 (567 単位)									
	要支援2 (690 単位)										
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要支援1 (536 単位)								
		要支援2 (666 単位)									
(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈ユニット型準個室〉	要支援1 (536 単位)										
要支援2 (666 単位)											
ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)											
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×25/1000)										
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)										
			注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計								
: 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目											

9 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注		
		移動を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場 合	所用者の数及び 入所者の数の合 計制が入所定員 を超えたる場合	医師、看護職 員、介護職員、 理学療法士、作 業療法士又は 言語聴覚士の員 数が基準に満た ない場合	実際のユニット リーダー・モニ ターに配置してい ない等ユニット 7人における体制 が基準に満たな い場合	移動職員配置 加算	リハビリテーシ ョン機能強化加算	個別/ハブナー ション実施加算	認知症行動心 理症状緊急対 応加算	若年性認知症 利用費受入加 算	利用者に対して 退避を行う場合
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【従来型】	要支援1 (579 単位)								
			要支援2 (720 単位)								
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>【在宅強化型】	要支援1 (609 単位)								
			要支援2 (749 単位)								
		(二) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型看護・看護職員配置>	c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【従来型】	要支援1 (616 単位)							
			要支援2 (770 単位)								
	d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【在宅強化型】		要支援1 (649 単位)								
			要支援2 (804 単位)								
		(三) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型看護・看護職員配置>	e 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅴ) <多床室>【療養型】	要支援1 (583 単位)							
			要支援2 (724 単位)								
	f 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅴ) <多床室>【療養型】		要支援1 (583 単位)								
			要支援2 (724 単位)								
	(四) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅳ) <療養型看護・看護オンコール体制>	g 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅴ) <多床室>【療養型】	要支援1 (623 単位)								
		要支援2 (778 単位)									
h 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅴ) <多床室>【療養型】		要支援1 (623 単位)									
		要支援2 (778 単位)									
(2) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>【従来型】	要支援1 (623 単位)	×97/100	×70/100	×70/100					
			要支援2 (780 単位)								
		b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>【在宅強化型】	要支援1 (656 単位)								
			要支援2 (813 単位)								
		(二) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型看護・看護職員配置>	c ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <ユニット型個室>【従来型】	要支援1 (623 単位)							
			要支援2 (780 単位)								
	d ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <ユニット型個室>【在宅強化型】		要支援1 (656 単位)								
			要支援2 (813 単位)								
		(三) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型看護・看護オンコール体制>	e ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅴ) <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 (650 単位)							
			要支援2 (807 単位)								
	f ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅴ) <ユニット型個室>【療養型】		要支援1 (650 単位)								
			要支援2 (807 単位)								
	(四) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <療養型看護・看護オンコール体制>	g ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅴ) <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 (650 単位)								
		要支援2 (807 単位)									
h ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅴ) <ユニット型個室>【療養型】		要支援1 (650 単位)									
		要支援2 (807 単位)									
注 特別療養費											
注 療養体制維持特別加算 (1日につき 27単位を加算)											
(3) 療養費加算 (1日につき 23単位を加算)											
(4) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理 【療養型定員以外の場合 (1月に1回3日を限度に1日につき511単位を算定) 【療養型看護の場合 (1月に1回3日を限度に1日につき511単位を算定)】										
	(二) 特定治療										
(5) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)										
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)										
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
(6) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×15/1000)										
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十(一)の90/100)										
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十(一)の80/100)										
注 所定単位は、(1)から(5)までの算定した単位数の合計											

： 特別療養費と緊急時施設療養費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ PT-OT-STによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーション機能強化加算は算定しない。

ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入居患者の数の合計数が入居患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合又は	看護師が基準に定められた看護職員の数に20/100を乗じて得た数未満の場合	給地の医師確保計画を提出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	給地の医師確保計画を提出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアに未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	認知症行動・心理状態変化対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対し送迎を行う場合
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (556 単位)	-25単位	×70/100	×90/100	-12単位	×90/100	病院療養病床療養環境減算 -25単位	-12単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		要支援2 (690 単位)												
	看護<6.1>介護<4.1>	b. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈多床室〉												要支援1 (618 単位)
		要支援2 (773 単位)												
	b. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈従来型個室〉	要支援1 (521 単位)												
		要支援2 (646 単位)												
看護<6.1>介護<5.1>	b. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要支援1 (583 単位)												
	要支援2 (729 単位)													
a. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (497 単位)													
	要支援2 (615 単位)													
看護<6.1>介護<6.1>	b. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要支援1 (559 単位)												
	要支援2 (699 単位)													
(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a. 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (556 単位)	-25単位	×70/100	×90/100	-12単位	×90/100	病院療養病床療養環境減算 -25単位	-12単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		要支援2 (690 単位)												
	看護<6.1>介護<4.1>	b. 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈多床室〉												要支援1 (618 単位)
		要支援2 (773 単位)												
	a. 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (556 単位)												
		要支援2 (690 単位)												
看護<6.1>介護<4.1>	b. 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要支援1 (618 単位)												
	要支援2 (773 単位)													
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a. ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要支援1 (625 単位)	-25単位	×70/100	×90/100	-12単位	×90/100	病院療養病床療養環境減算 -25単位	-12単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		要支援2 (782 単位)												
b. ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈ユニット型準個室〉	要支援1 (625 単位)													
	要支援2 (782 単位)													
(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a. ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要支援1 (625 単位)												
		要支援2 (782 単位)												
b. ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈ユニット型準個室〉	要支援1 (625 単位)													
	要支援2 (782 単位)													
(5) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)														
(6) 特定診療費														
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)													
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)													
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)													
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×11/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計												
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(一)の90/100)													
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(一)の80/100)													

※ 特定診療費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。

※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(-) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (I)	a. 診療所介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要支援1 (539 単位)	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
			要支援2 (669 単位)						
		b. 診療所介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要支援1 (601 単位)						
			要支援2 (752 単位)						
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (II)	a. 診療所介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要支援1 (471 単位)						
			要支援2 (583 単位)						
		b. 診療所介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要支援1 (538 単位)						
			要支援2 (673 単位)						
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(-) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>		要支援1 (608 単位)	×97/100					
			要支援2 (761 単位)						
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (II) <ユニット型準個室>		要支援1 (608 単位)						
			要支援2 (761 単位)						
(3) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)									
(4) 特定診療費									
(5) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 12単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 6単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 6単位を加算)								
(6) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき + 所定単位×11/1000)	注 所定単位は、(1)から(5)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき + (一)の90/100)								
	(三) 介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき + (一)の80/100)								

： 特定診療費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注					注	注								
				利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の数に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合								
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要支援1 (850 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	-12単位	×90/100										
			要支援2 (1,011 単位)															
		看護<3:1> 介護<6:1>	要支援1 (960 単位)															
			要支援2 (1,115 単位)															
		一般病院	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>								要支援1 (784 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	-12単位	×90/100		
											要支援2 (953 単位)							
	看護<4:1> 介護<4:1>		要支援1 (846 単位)															
			要支援2 (1,036 単位)															
	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III) <従来型個室>		要支援1 (761 単位)															
			要支援2 (925 単位)															
	看護<4:1> 介護<5:1>	要支援1 (823 単位)																
		要支援2 (1,008 単位)																
	一般病院	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV) <従来型個室>	要支援1 (749 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	-12単位	×90/100										
			要支援2 (909 単位)															
		看護<4:1> 介護<6:1>	要支援1 (811 単位)															
要支援2 (993 単位)																		
a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V) <従来型個室>		要支援1 (687 単位)																
		要支援2 (848 単位)																
経過措置型	要支援1 (797 単位)																	
	要支援2 (952 単位)																	
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	a.認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要支援1 (591 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	-12単位	×90/100											
		要支援2 (752 単位)																
	b.認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>	要支援1 (653 単位)																
		要支援2 (835 単位)																
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 (962 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	-12単位	×90/100										
			要支援2 (1,118 単位)															
		b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準備室>	要支援1 (962 単位)															
	要支援2 (1,118 単位)																	
	一般病院	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 (853 単位)															
			要支援2 (1,045 単位)															
b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準備室>		要支援1 (853 単位)																
	要支援2 (1,045 単位)																	
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)																		
(5) 特定診療費																		
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算)																	
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)																	
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)																	
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×11/1000)			注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計														
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +(一)の90/100)																	
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(一)の80/100)																	

： 特定診療費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

10 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護職員の員数が基準に満たない場合	個別機能訓練加算	医療機関連携加算	障害者等支援加算	委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (197 単位)	×70/100		1日につき +12単位	1月につき +80単位		
	要支援2 (456 単位)						
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 58 単位)			×70/100			1日につき +20単位	・介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 (介護予防通所介護等の選択的サービス(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能) ・介護予防福祉用具貸与 介護予防の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度額を限度とする。
ハ 介護職員 処遇改善 加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×30/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(一)の90/100)						
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(一)の80/100)						

※ 限度額 要支援1 5,003単位
要支援2 10,479単位

11 介護予防福祉用具貸与費

基本部分		注	注	注
		特別地域介護予防福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
介護予防福祉用具貸与費 (現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)
	車いす付風呂			
	特殊寝台			
	特殊寝台付風呂			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器			
	手すり			
	スロープ			
	歩行器			
	歩行補助つえ			
認知症老人徘徊感知機器				
移動用リフト				
自動排泄処理装置				

： 特別地域介護予防福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付風呂、特殊寝台、特殊寝台付風呂、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)


Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	(414単位)
ロ 初回加算	(+300単位)
ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	(+300単位)

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

:平成26年4月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設サービス
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	
			准看護師によりサービス提供が行われる場合	通所サービス利用時の調整(1日につき)	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1)訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (6,707 単位)		-146単位						
		要介護2 (11,182 単位)		-243単位						
		要介護3 (17,900 単位)		-389単位						
		要介護4 (22,375 単位)		-486単位						
		要介護5 (26,850 単位)		-583単位						
	(2)訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (9,323 単位)	×98/100	-202単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき+290単位	1月につき+500単位 又は (Ⅱ)の場合+250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合+2,000単位
		要介護2 (13,999 単位)		-304単位						
		要介護3 (20,838 単位)		-452単位						
		要介護4 (25,454 単位)		-553単位						
		要介護5 (30,623 単位)		-665単位						
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)			要介護1 (6,707 単位)		-146単位					
			要介護2 (11,182 単位)		-243単位					
			要介護3 (17,900 単位)		-389単位					
			要介護4 (22,375 単位)		-486単位					
			要介護5 (26,850 単位)		-583単位					
ハ 初期加算 (1日につき +30単位)										
ニ 退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき +600単位)										
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +500単位)									
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +350単位)									
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位)									
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×40/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)									
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)									

特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、介護職員処遇改善加算については、支給限度額管理の対象外の算定項目

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	注 24時間通報対応加算
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,006単位)	×90/100	1月につき 610単位
	定期巡回サービス費 (1回につき 383単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 583単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 785単位)		
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)	(1月につき 2,775単位)		
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 84単位を加算)		
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×40/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)		
: 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目			

3 認知症対応型通所介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注			
			利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の数に満たない場合	2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	7時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に認知症対応型通所介護を行う場合	
イ 認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(1) 認知症対応型通所介護費(ⅰ)	(一) 3時間以上5時間未満	要介護1 (583 単位)	×70/100	×70/100	×63/100							
			要介護2 (652 単位)										
			要介護3 (712 単位)										
			要介護4 (773 単位)										
			要介護5 (832 単位)										
		(二) 5時間以上7時間未満	要介護1 (910 単位)										
			要介護2 (1,007 単位)										
			要介護3 (1,104 単位)										
			要介護4 (1,201 単位)										
			要介護5 (1,299 単位)										
		(三) 7時間以上9時間未満	要介護1 (1,036 単位)										
			要介護2 (1,148 単位)										
			要介護3 (1,261 単位)										
			要介護4 (1,374 単位)										
			要介護5 (1,486 単位)										
	(2) 認知症対応型通所介護費(ⅱ)	(一) 3時間以上5時間未満	要介護1 (536 単位)	×70/100	×70/100	×63/100							
			要介護2 (590 単位)										
			要介護3 (643 単位)										
			要介護4 (697 単位)										
			要介護5 (751 単位)										
		(二) 5時間以上7時間未満	要介護1 (818 単位)										
			要介護2 (905 単位)										
			要介護3 (992 単位)										
			要介護4 (1,079 単位)										
(三) 7時間以上9時間未満	要介護1 (930 単位)												
	要介護2 (1,030 単位)												
	要介護3 (1,131 単位)												
	要介護4 (1,232 単位)												
	要介護5 (1,332 単位)												
ロ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (270 単位)	×63/100		×63/100								
		要介護2 (280 単位)											
		要介護3 (289 単位)											
		要介護4 (299 単位)											
		要介護5 (309 単位)											
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (439 単位)											
		要介護2 (454 単位)											
		要介護3 (470 単位)											
		要介護4 (486 単位)											
		要介護5 (502 単位)											
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (506 単位)											
		要介護2 (524 単位)											
		要介護3 (542 単位)											
		要介護4 (560 単位)											
		要介護5 (579 単位)											
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)												
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)												
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×29/1000)		注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計										
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)												
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)												

： 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注 登録者数が登録定員を超える場合 又は 従業者の員数が基準に満たない場合	注 事業所と同一の建物に居住する登録定員の80%以上の者にサービスを行う場合	注 過少サービスに対する減算
イ 小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	要介護1 (11,505 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	×70/100
	要介護2 (16,432 単位)				
	要介護3 (23,439 単位)				
	要介護4 (25,766 単位)				
	要介護5 (28,305 単位)				
ロ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)				
ハ 認知症加算	(1) 認知症加算(Ⅰ)	(1月につき 800単位を加算)			
	(2) 認知症加算(Ⅱ)	(1月につき 500単位を加算)			
ニ 看護職員配置加算	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)	(1月につき 900単位を加算)			
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)	(1月につき 700単位を加算)			
ホ 事業開始時支援加算	(1月につき 500単位を加算)				
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 500単位を加算)			
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 350単位を加算)			
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1月につき 350単位を加算)			
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×42/1000)		注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +(1)の90/100)			
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +(1)の80/100)			

： 事業所開始時支援加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合 又は 介護従業者の員数が基準に満たない場合	注 夜間ケア加算(Ⅰ)	注 夜間ケア加算(Ⅱ)	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算
イ 認知症対応型共同生活介護費(1日につき)	(1)認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (805 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位		
		要介護2 (843 単位)						
		要介護3 (868 単位)						
		要介護4 (886 単位)						
		要介護5 (904 単位)						
	(2)認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (792 単位)				1日につき +25単位		
		要介護2 (830 単位)						
		要介護3 (855 単位)						
		要介護4 (872 単位)						
		要介護5 (890 単位)						
ロ 短期利用共同生活介護費(1日につき)※	(1)短期利用共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (835 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位		1日につき +200単位 (7日間を 限度)
		要介護2 (873 単位)						
		要介護3 (899 単位)						
		要介護4 (916 単位)						
		要介護5 (934 単位)						
	(2)短期利用共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (822 単位)				1日につき +25単位		
		要介護2 (860 単位)						
		要介護3 (886 単位)						
		要介護4 (903 単位)						
		要介護5 (920 単位)						
注 看取り介護加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算)							
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)							
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)							
ハ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)							
ニ 医療連携体制加算	(1日につき 39単位を加算)							
ホ 退居時相談援助加算	(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))							
ヘ 認知症専門ケア加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)						
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)						
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 12単位を加算)						
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 6単位を加算)						
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)						
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×39/1000)		注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計				
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +(1)の90/100)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +(1)の80/100)						

※ 短期利用認知症共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の 員数が基準に満た ない場合	注 個別機能訓練加 算	注 医療機関連携加 算	注 夜間看護体制加 算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (562 単位)	×70/100	1日につき +12単位	1月につき +80単位	1日につき +10単位
	要介護2 (631 単位)				
	要介護3 (703 単位)				
	要介護4 (771 単位)				
	要介護5 (842 単位)				
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)※2	要介護1 (562 単位)	×70/100			1日につき +10単位
	要介護2 (631 単位)				
	要介護3 (703 単位)				
	要介護4 (771 単位)				
	要介護5 (842 単位)				
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算)				
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)				
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)				
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×30/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)				

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

7 地域密着型介護福祉施設サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
			疾病を行う職員 の勤務条件等 異なる場合	入居者の数が 入居定員を超過 する場合	介護・看護職員 又は介護士・介護 士以外の職員が 基準に満たない場合	乗動のユニット リーダーをユニット に配置していない等 ユニットケアに おける体制が未 整備である場合	日常生活継続支 援加算	看護体制加算 (Ⅰ)	看護体制加算 (Ⅱ)	流動職員配置 加算	単ユニットケア 加算	個別機能訓練 加算	近年性認知 症入居者受 入加算	専任の高齢 医師を配置し ている場合	精神科医師に よる療養指導 が月2回以上 行われている 場合	障害者生活支 援体制加算	
イ 地域密着型 介護福祉施設 サービス費	(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (1日につき) <従来型個室>	表介護1 (580 単位)															
		表介護2 (690 単位)															
		表介護3 (733 単位)															
		表介護4 (793 単位)															
		表介護5 (682 単位)															
	(2) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) (1日につき) <多床室(平成24年4月1日以前に整備)>	表介護1 (633 単位)									+41単位	+5単位					
		表介護2 (702 単位)															
		表介護3 (774 単位)															
		表介護4 (643 単位)															
		表介護5 (811 単位)															
	(3) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ) (1日につき) <多床室(平成24年4月1日後に新設)>	表介護1 (626 単位)															
		表介護2 (694 単位)															
		表介護3 (766 単位)															
		表介護4 (835 単位)															
		表介護5 (692 単位)															
ロ ユニット型 地域密着型 介護福祉施設 サービス費	(1) ユニット型地域密着型介護福祉施設 サービス費(Ⅰ) (1日につき) <ユニット型個室>	表介護1 (682 単位)															
		表介護2 (733 単位)															
		表介護3 (806 単位)															
		表介護4 (676 単位)															
		表介護5 (946 単位)															
	(2) ユニット型地域密着型介護福祉施設 サービス費(Ⅱ) (1日につき) <ユニット型準個室>	表介護1 (682 単位)					×97/100										
		表介護2 (733 単位)															
		表介護3 (806 単位)															
		表介護4 (676 単位)															
		表介護5 (946 単位)															
ハ 経過の地域 密着型介護 福祉施設 サービス費	(一) 経過の地域密着型介護 福祉施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	表介護1 (742 単位)															
		表介護2 (808 単位)															
		表介護3 (879 単位)															
		表介護4 (946 単位)															
		表介護5 (1,012 単位)															
	(二) 経過の地域密着型介護 福祉施設サービス費(Ⅱ) <多床室(平成24年4月1日以前 に整備)>	表介護1 (793 単位)		×97/100	×70/100	×70/100											
		表介護2 (897 単位)															
		表介護3 (928 単位)															
		表介護4 (994 単位)															
		表介護5 (1,059 単位)															
	(三) 経過の地域密着型介護 福祉施設サービス費(Ⅲ) <多床室(平成24年4月1日後 に新設)>	表介護1 (784 単位)															
		表介護2 (849 単位)															
		表介護3 (918 単位)															
		表介護4 (984 単位)															
		表介護5 (1,048 単位)															
(2) 旧措置入所者経過の地域 密着型介護福祉施設 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	表介護1 (742 単位)																
	表介護2-3 (848 単位)																
	表介護4-5 (978 単位)																
	表介護1 (793 単位)																
	表介護2-3 (898 単位)																
(二) 旧措置入所者経過の地域 密着型介護福祉施設 サービス費(Ⅱ) <多床室(平成24年4月1日以前 に整備)>	表介護4-5 (1,028 単位)																
	表介護1 (784 単位)																
	表介護2-3 (889 単位)																
	表介護4-5 (1,016 単位)																
	表介護1 (812 単位)																
ニ ユニット型 介護老人福祉 施設における 経過の地域 密着型介護 福祉施設 サービス費	(1) ユニット型経過の地域 密着型介護福祉施設 サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	表介護1 (812 単位)															
		表介護2 (878 単位)															
		表介護3 (950 単位)															
		表介護4 (1,017 単位)															
		表介護5 (1,083 単位)															
	(二) ユニット型経過の地域 密着型介護福祉施設 サービス費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	表介護1 (812 単位)					×97/100										
		表介護2 (878 単位)															
		表介護3 (950 単位)															
		表介護4 (1,017 単位)															
		表介護5 (1,083 単位)															
(2) ユニット型旧措置入所者 経過の地域密着型介護福祉施設 サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	表介護1 (812 単位)																
	表介護2-3 (919 単位)																
	表介護4-5 (1,049 単位)																
	表介護1 (812 単位)																
	表介護2-3 (919 単位)																
(二) ユニット型旧措置入所者 経過の地域密着型介護福祉施設 サービス費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	表介護4-5 (1,049 単位)																
	表介護1 (812 単位)																

注 身体拘束未実施減算 (1日につき 5単位を減算)		
注 外泊時費用		入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して帯宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定
ホ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)		
ヘ 退所時等 相談援助加算	(1) 退所前訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合 注 帯宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(2) 退所後訪問相談援助加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	
	(3) 退所時相談援助加算 (400単位)	
	(4) 退所前連携加算 (500単位)	
ト 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)		
チ 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)		
リ 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)	
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)	
ス 口腔機能維持管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
ル 口腔機能維持管理加算 (1月につき 110単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
ヲ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)		
ワ 看取り介護加算	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算)	
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)	
	(3) 死亡日 (1日につき 1280単位を加算)	
カ 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)		
キ 在宅・入所相互利用加算 (1日につき 30単位を加算)		
ク 小規模拠点集合型施設加算 (1日につき 50単位を加算)		
シ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
ジ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日以内に1日につき200単位を加算)		
ツ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
ネ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×25/1000)	注 所定単位数は、イからツまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)	

8 複合型サービス

基本部分		注		注	注	注
		登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1日につき)
イ 複合型サービス費 (1月につき)	要介護1 (13,341 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	-925単位	-30単位
	要介護2 (18,268 単位)				-925単位	-30単位
	要介護3 (25,274 単位)				-925単位	-30単位
	要介護4 (28,531 単位)				-1,850単位	-60単位
	要介護5 (32,141 単位)				-2,914単位	-95単位
ロ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)						
ハ 認知症加算	(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算)					
	(2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)					
ニ 退院時共同指導加算 (1回につき 600単位を加算)						
ホ 事業開始時支援加算 (1月につき 500単位を加算)						
ヘ 緊急時訪問看護加算 (1月につき 540単位を加算)						
ト 特別管理加算	(1) 特別管理加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算)					
	(2) 特別管理加算(Ⅱ) (1月につき 250単位を加算)					
チ ターミナルケア加算 (1月につき 2,000単位を加算)				注 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合		
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算)					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)					
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)					
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×42/1000)			注 所定単位は、イからリまでにより算定した単位数の合計		
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)×90/100)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)×80/100)					

： 事業所開始時支援加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

Ⅱ 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注				
				利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	2時間以上3時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	7時間以上9時間未満の介護予防認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防認知症対応型通所介護通所介護を行う場合		
イ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(ⅰ)(旧単独型)	(一) 3時間以上5時間未満	要支援1 (518 単位)	×70/100	×70/100	×63/100									
			要支援2 (574 単位)												
		(二) 5時間以上7時間未満	要支援1 (787 単位)												
			要支援2 (878 単位)												
		(三) 7時間以上9時間未満	要支援1 (896 単位)											×63/100	9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位
			要支援2 (1,001 単位)												
	(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ⅱ)(旧併設型)	(一) 3時間以上5時間未満	要支援1 (468 単位)			×63/100	9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位								
			要支援2 (519 単位)												
		(二) 5時間以上7時間未満	要支援1 (707 単位)												
			要支援2 (790 単位)												
		(三) 7時間以上9時間未満	要支援1 (805 単位)					1日につき +50単位							
			要支援2 (899 単位)												
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満	要支援1 (261 単位)	×63/100	9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位											
		要支援2 (265 単位)													
	(2) 5時間以上7時間未満	要支援1 (407 単位)													
		要支援2 (430 単位)													
	(3) 7時間以上9時間未満	要支援1 (469 単位)			1日につき +60単位										
		要支援2 (496 単位)													
ハ サービス提供者体制強化加算	(1) サービス提供者体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)														
	(2) サービス提供者体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)														
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×29/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計													
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)														
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)														
： 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目															

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注
		登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準を満たさない場合 又は	事業所と同一の建物に居住する登録定員の80%以上の者にサービスを行う場合
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	要支援1 (4,498 単位) 要支援2 (8,047 単位)	×70/100	×70/100	×90/100 ×70/100
ロ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)			
ハ 事業開始時支援加算	(1月につき 500単位を加算)			
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)			
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×42/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計		

： 事業所開始時支援加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の員数が基準を満たさない場合 又は	夜間ケア加算(Ⅰ)	夜間ケア加算(Ⅱ)
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ) 要支援2 (801 単位) (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) 要支援2 (788 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位	1日につき +25単位
ロ 介護予防短期利用共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用共同生活介護費(Ⅰ) 要支援2 (831 単位) (2) 介護予防短期利用共同生活介護費(Ⅱ) 要支援2 (818 単位)				1日につき +50単位	1日につき +25単位
ハ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)					
ニ 退居時相談援助加算	(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))					
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)					
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)					
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×39/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)	注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計				

※ 介護予防短期利用共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。